令和５年度第１回　江東区食品衛生推進会議会議録

１　日時　令和５年５月１０日（水）　午後２時３０分開会　　午後３時３０分閉会

２　場所　江東区役所７階第７１・７２会議室

３　出席者（食品衛生推進員）　＜＞は欠席

（１）座　　長　本間　修　（有限会社本間製菓店）

副　座　長　石田　朝男（有限会社いなりや）

玉井　勝利（有限会社菊水酒場）

新倉　幸雄（株式会社新倉）

鹿山　正　（養老乃瀧豊洲駅前店）

＜永瀬　守　（深川みの家本店）＞

＜樋口　定嗣（高龍軒）＞

平澤　清　（モンレーヴ）

齋藤　豊　（株式会社藤屋）

市原　達朗（株式会社有倉商店）

鎌倉　貴広（鹿島東京開発株式会社）

米澤　須美（江東区地域活動栄養士会）

磯貝　達裕（株式会社人形町今半フーズプラント）

三鴨　勉　（株式会社東京會舘）

（２）事務局

北村　淳子　（保健所長）

伊藤　丈彦　（生活衛生課長）

元橋　良　　（食品衛生第二係長）

栗山　拓磨　主事

戸塚　優花　主事

４　議題

（１）令和４年度江東区食品衛生監視指導結果について

（２）令和５年度江東区食品衛生監視指導計画について

（３）食中毒発生状況

５　配布資料

・資料１　　令和４年度江東区食品衛生監視指導結果について

・資料２－１　令和５年度江東区食品衛生監視指導計画について

・資料２－２　令和５年度江東区食品衛生監視指導計画

・資料３　　食中毒発生状況

・参考資料１　令和５年度江東区食品衛生監視指導計画（案）への意見募集の結果について

・参考資料２　江東区食品衛生推進会議要綱（抜粋）

午後２時３０分　開会

◎開会

○食品衛生第二係長　それでは定刻となりましたので、ただいまより、令和５年度第１回江東区食品衛生推進会議を始めさせていただきたいと思います。本日はご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。私は座長選任までの間、進行を務めさせていただきます、保健所生活衛生課の元橋と申します。よろしくお願いいたします。それではまず本日の配付資料の確認をお願いいたします。机上に配付しております資料です。まず会議次第、そして次に席次表と推進員名簿、その次に資料の一覧となります。資料１令和４年度江東区食品衛生監視指導計画指導結果について、資料2-1令和5年度江東区食品衛生監視指導計画について、資料2-2令和５年度江東区食品衛生監視指導計画、資料３食中毒発生状況、参考資料１令和５年度江東区食品衛生監視指導計画（案）の意見募集の結果について、参考資料の２江東区食品衛生推進会議要綱抜粋、以上でございます。足りない資料等がありましたら、お知らせいただければと思います。皆様大丈夫でしょうか。それでは進めさせていただきます。

本会議の成立は推進会議の設置要綱第６条により、推進員の半数以上の方の出席を要件としておりますが、本日その要件を満たしていることをご報告させていただきます。

それでは次第に従いまして、最初に北村保健所長よりご挨拶申し上げます。

◎保健所長挨拶

○保健所長　皆様こんにちは。保健所長の北村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日はご出席ありがとうございます。また日頃より保健所の保健衛生行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今週から３年３ヶ月にわたりましたコロナの状況が変わりました。２類相当から５類相当の麻疹や風疹、新型インフルエンザと同じような状況となったところでございます。この間、江東区民は、５２万人のうち33%の方が感染いたしました。そして、計約２４０名の方がお亡くなりになりました。この死亡率につきましては０.１％程度になるのですが、他の先進国のコロナ死亡率が１％を超えているところで、日本を初め東京都内全域で１％を切っているという点では、初期の封じ込め作戦が功を奏したと考えております。そしてワクチンも順次接種が行われているところでございます。春に高齢者やハイリスク者に接種が、秋

には一般の方に年１回の接種が始まります。国はこれらの接種について、今年度は無料接種としておりますが､来年度以降についてはまた状況により対応が変わってくるかと思います。マスクの着用も本人の意思に任されており、感染者へ外出の自粛、自宅待機なども保健所からお願いすることもなくなりました。こうした状況の中で国際情勢は厳しくなり、食料価格も高騰化し、長期化しているところです。いろいろな面で厳しい状況の中、区民の皆さんが安心して食を楽しめる環境を提供していくということはとても大事なことであり、今後とも皆様のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成 30 年に大幅に改正された食品衛生法が令和 3 年 6 月をもって完全施行となっております。営業許可制度や届出制度のこと、そして HACCP の考え方を取り入れたことなどが主な改正内容でございますが、これらの制度についてもこれから皆さんと行政とで協力しながら実施していきたいと思います。今後とも皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げるとともに、皆様方の益々商売繁盛を祈願して、私の挨拶とさせていただきます。

◎推進員紹介

〇食品衛生第二係長　所長ありがとうございました。ではここからは生活衛生課長が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

〇生活衛生課長　生活衛生課長の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。それでは次第に従いまして推進員の皆様をご紹介させていただきます。ご紹介はお手元の配付の推進員名簿に従い名前をお呼びいたしますので、恐縮ですが、お名前をお呼びした推進員の方はご起立いただきますようお願いいたします。

本間推進員でございます。

〇本間推進員　本間です。よろしくお願いいたします。

〇生活衛生課長　玉井推進員でございます。

〇玉井推進員　玉井です。よろしくお願いします。

〇生活衛生課長　新倉推進員でございます。

〇新倉推進員　新倉です。よろしくお願いします。

〇生活衛生課長　鹿山推進員でございます。

〇鹿山推進員　よろしくお願いいたします。

○生活衛生課長　なお、永瀬推進員と樋口推進員は本日所要により欠席でございます。

次に石田推進員でございます。

○石田推進員　石田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○生活衛生課長　平澤推進員でございます。

○平澤推進員　平澤と申します。よろしくお願いします。

○生活衛生課長　齋藤推進員でございます。

○齋藤推進員　齋藤です。よろしくお願いします。

○生活衛生課長　市原推進員でございます。

○市原推進員　市原でございます。よろしくお願いいたします。

○生活衛生課長　鎌倉推進員でございます。

○鎌倉推進員　鎌倉でございます。よろしくお願いいたします。

○生活衛生課長　米澤推進員でございます。

○米澤推進員　米澤です。よろしくお願いいたします。

○生活衛生課長　磯貝推進員でございます。

○磯貝推進員　磯貝でございます。よろしくお願いします。

○生活衛生課長　三鴨推進員でございます。

○三鴨推進員　三鴨でございます。よろしくお願いします。

○生活衛生課長　ありがとうございました。なお、推進員名簿、座席表をお手元にお配りしておりますので、ご参照ください。

本日は、第１回の推進会議ですので、各推進委員の皆様に自己紹介を兼ねて一言ずつ、言葉を頂戴したいと思います。最初に紹介した本間推進員からお願いいたします。

○本間推進員　食品衛生協会の会長の本間です。コロナが去って５類になったという状況を迎え、我々食品衛生に携わる者としては、今までは自粛するとかいろいろな対応しましたけども、これからどのように対応していけばいいのかという点については、世の中の状況、感染者の状況を見ながら、徐々に進めていかなきゃいけないのかなと感じています。食品に関する今日の会議は、そういう意味では大変大事だと思いますので皆様よろしくお願いいたします。

○玉井推進員　江東区食品衛生協会の副会長の玉井です。コロナが８日から５類に変わったということですが、まだまだ安心できる状態ではなく、徐々に感染者も増えているのかなと

思えるところから、我々飲食業としては非常に心配な面もございます。会社の方もテレワークが進みまして、いろいろ商売の方も大変だと思います。我々飲食業は特にそういう面では、これから頑張っていかなければいけないと思っています。衛生面にも十分気をつけて頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○新倉推進員　食品衛生協会の新倉と申します。食肉業を営んでいます。このコロナ禍ではホテルや宴会場などの大口のところが主でしたらかなり減りました。感染症というのはあまり知らない世界でしたので、大変な時代を、３年間過ごさせていただきました。マスクとか手洗いとかやらなきゃいけないことは、これからもしっかりやって対処していきたいと思っております。

○鹿山推進員　食品衛生協会から参りました鹿山でございます。自分の店は居酒屋でございまして、非常に生活に密接しているとおもいます。ようやくパーテーションを外せて、何とか商売できるようになったなという感じがします。しかしまたコロナがちょっと増えているということで、非常に怖いなって感じがします。できるだけコロナに罹らないように頑張ってやっていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○石田推進員　食品衛生協会の石田です。江東区南砂で４代にわたって日本蕎麦屋を営業しております。自分で言うのもおかしいですけど、今年３月から５月にかけて、コロナ以前の売り上げを上回っていると感じております。それと感染者の数を昨日からですが、毎日のように告知しなくなりましたが、やっぱり自分としては告示していただいた方がありがたいと思います。どうぞ今日はよろしくお願いいたします。

○平澤推進員　食品衛生協会の平澤と申します。よろしくお願いします。私は亀戸で洋菓子の製造販売をしております。このコロナの３年間、巣ごもり商品ということで、個人のお客様はあまり変わらなかったのですが、大口の注文が減ったのは困ったところでした。その中でコロナって本当に怖い病気であると感じ、私達も口に入るものの商売なので十分気をつけながらやってまいりました。これからもしっかりと管理して、十分注意していきたいと思います。よろしくお願いします。

○齋藤推進員　齋藤と申します。当社は株式会社藤屋という総合食品販売卸をやっております。主に業務用ですが、皆さんもコロナが明けてだんだんと忙しくなってきているように、当社の稼働率も上がってきまました。こんな時こそ、従業員の衛生に対する手綱を改めて引き締め、今後に向かってやっていきたいと思います。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いし

ます。

○市原推進員　市原でございます。亀戸で八百屋、青果物の業務卸をやっております。最初、この推進員の話をいただいたときに、八百屋というのは保健所の方で元々何も登録も必要ない業者だったものですから、入ってもよろしいのでしょうか、とご相談いたしました。実はうちの会社はもう五、六年前から保健所の協力を得て衛生管理の方を徹底してやっております。まだ皆さんに比べればすごく低いとは思いますが、非常に徹底してやっている会社でございます。皆さんと比べれば一番遅れている状態でございますので、一つ一つ勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○鎌倉推進員　私はホテルイースト 21 東京で品質管理の責任者をしております。あと食品の衛生につきましては、HACCP を中心に取り組んでおります。私どものホテルでは月曜日からマスク、そしてパーテーションを外しながら元気に営業しておりますので、どうぞよろしく皆さんお願いいたします。

○米澤推進員　江東区地域活動栄養士会の会長を務めさせていただいております米澤須美と申します。よろしくお願いいたします。私は保健相談所、江東区内にある４か所でのお仕事をさせていただいておりまして、この春から試食も始まるようになりました。コロナの間は少し試食を控えさせていただいていたのですが、住民の方々への周知ということで試食を開始することになりましたので、また改めて衛生の方もしっかりと見直して努めていきたいと思っております。あと個人的に社員食堂の献立を立てて厨房に入るということもしておりますので、そちらの方もしっかりと衛生管理に努めさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○磯貝推進員　こんにちは、人形町今半フーズプラントの磯貝と申します。私どもは人形町今半のすき焼き屋の飲食店の系列で、ホテル、会議室向けの弁当を中心に製造する施設でございます。弊社におきましても飲食店関係、コロナの影響を受けまして、経営的にもかなり厳しい状態でございましたが、おかげさまで、コロナの前には戻っておりませんが、かなり近い状態まで回復してまいりました。ただし、従業員さんがコロナ禍で他の業種に行ってしまった方がいらっしゃるので、従業員を集めるのが大変だという悩みどころもございます。私ども、食中毒自体の全国的な傾向を見ていますと、やはり元の以前の状態に戻りつつあると考えております。弊社もこのコロナ禍の中で、幸いなことにお客様にダメージを与えるような事件はございませんでしたが、品質管理サイドとしては、今まで製造量が少なかったか

ら潜在的なリスクがあっても、機会が少なかったから今まで無事過ごしてこられたと思うようにしています。これからは製造量も増え、リスクも高まるということで、現場の尻を叩きながらやっている次第でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○三鴨推進員　こんにちは、千石で製菓の工場を営んでいる東京會舘の三鴨と申します。本社が千代田区で結婚式場や一般宴会場を営んでいますが、このコロナ禍で本社がかなり休んでいる日が多くなり、厳しい状況が続いていましたが、昨年ぐらいからよくなり、今年度はコロナ前を超えるぐらいの婚礼の件数となっており、かなり忙しい状態が続いています。昨年末に私が働いている工場で、家族がコロナになった方がかなり増え、濃厚接触者となる従業員が出勤できないという状況が続き、昨年末は厳しい状況だったのですが、何とかみんなで乗り越えることができました。また本年度もかなり忙しいのですが、お客様に安心安全な商品を日々届けるように、今まで以上に従業員一同頑張っています。私もこの会でさらに勉強して、社員に更なる教育を続けていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○生活衛生課長　推進の皆様、ありがとうございました。引き続きまして保健所職員を紹介させていただきます。事務局を務めますのが生活衛生課の元橋係長、栗山主事、戸塚主事でございます。本日はよろしくお願いいたします。

◎座長及び副座長の選任

○生活衛生課長　続きまして、座長・副座長の選任に移りたいと思います。要綱によりますと、推進員の互選によってこれを定めるとしております。ご意見がなければ事務局の方で事前にお願いたしました本間推進員を座長に、石田推進員を副座長にお願いしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。皆さんよろしいでしょうか。ご異議がないようですので、座長には本間推進員、副座長には石田推進員にお願いしたいと思います。

それでは、本間推進員におかれましては座長席、石田推進員におかれましては副座長席へご移動いただきますようお願いいたします。なお、本間推進員におかれましては、引き続き議事の進行をお願いしたいと思います。

◎座長挨拶

○座長　食品衛生協会の本間ですが、座長の推薦に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。先ほどの推進員の皆様のご意見を聞きますと、やはり苦労なされてやっと明るくなるような流れの中で、だからと言って気を緩めることなく、衛生面にも気をつけていくというような気持ちが伺えました。我々食品衛生協会が一番大事にしているのは、手洗いです。我々食品衛生協会の会員は手を洗うということに対して、日常ただ何気なくですが手洗いを率先しているというところがあります。やはりこれが一番衛生面では大事ではないのかなと感じております。手洗いを心がけていたことで、このような状況の中でも乗り越えられてきたのではないかなと感じております。

それではご指名により座長を務めさせていただきます。

◎議　事

○座長　それではお手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。まず初めに、1 番目の令和 4 年度江東区食品衛生監視指導結果について事務局よりご説明をお願いいたします。

○生活衛生課長　資料 1 をお願いいたします。令和 4 年度の食品衛生監視指導結果についてです。

まず 1 食品衛生監視施設数及び監視件数につきましては、許可を要する施設数が 7,878 施設、許可を要しない届出施設数が 3,740 施設、延べ監視件数が 6,554 件となっております。なお、令和 3 年 6 月の法改正の影響で現在は旧法と新法の許可が混在しておりますが、区内の施設数に大幅な増加や減少はございません。

次に 2 収去検査の結果です。収去検査は食品衛生法第 28 条にもとづき、お店から食品を無償でいただいて、含まれる細菌や添加物などの検査を行うものです。細菌検査は 333 検体、化学検査は 104 検体を収去し、不適率は細菌検査が 0.3%、化学検査が 0 %でした。不適となった施設には、取り扱いの改善を指導するとともに再検査を行い、改善を確認しております

次に 3 現場簡易検査の結果です。現場簡易検査は、精密性という点では収去検査には劣りますが、検査結果が短時間で視覚的にわかるというメリットがあります。細菌検査はスタンプスプレット法と言って、このような無菌状態のスタンプにより食品や調理器具、調理従事

者の手指等をふき取り、特定の細菌が生息する培地に塗り付け、生じたコロニーの数により汚染の指標を判断するものです。また、本年度から蛍の発光の原理を応用したATP法という検査手法を徐々に導入してまいります。化学検査は主に調理場の水道水が塩素により消毒されているかをDPDという試薬で測定しております。結果は細菌検査が454施設、8,150検体、化学検査が261施設、261検体でした。収去検査、現場簡易検査とも新型コロナウイルス感染症の発生以降、検査体制を縮小しておりましたが、昨年度から徐々にコロナ前の水準に戻りつつあります。

次に４区民等への情報提供と普及啓発です。リスクコミュニケーションの手段として、事業者や区民向けの食品衛生講習会を24回実施するとともに、食品衛生ニュースを7回発行しました。また、夏期の食中毒多発期と冬期のノロウイルス発生の時期に合わせ、年2回区報への関係記事の掲載も行ってまいりました。

2ページ目に参りまして、５保健所に寄せられた苦情です。寄せられた苦情の総数は165件、そのうち主なものは有症苦情、異物混入、施設設備不良、食品の取扱不良であり、この4つで６６％を占めております。

次の６違反・不良食品は他自治体で販売された本区の事業者による製造・販売品に関する違反や苦情について、関係自治体から本区に調査依頼があったもので、昨年度は16件ございました。

次に７本区の独自事業として、輸入品の残留農薬検査や市販食品中のアレルギー物質の検査を実施いたしました。いずれも違反品は確認されておりません。

次に、８食中毒発生状況と対策についてです。令和4年度の区内で発生した食中毒は9件で、内訳はアニサキスによるものが６件、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌、黄色ブドウ球菌によるものがそれぞれ１件ずつとなっております。詳細は後ほど、議題の（３）にて暦年の数値ではありますが、説明させていただきます。アニサキスにつきましては、魚介類に寄生した線虫の販売店や飲食店における除去が不十分なまま提供されたこと、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌は細菌が付着した食肉の加熱不十分な提供等が主な原因となっております。引き続き、食中毒発生の予防のため、監視指導と普及啓発を実施してまいりました。

３ページ目に参ります。最後に自主回収についてです。これは食品衛生法の改正に伴い、事業者に食品リコール情報の行政への報告が義務付けられたことに対応するものです。昨年

度は着手報告が 9 件、終了報告が 10 件ございました。説明は以上でございます。

○座長　ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か皆さん質問があれば、お願いしたいと思いいかがですか。よろしければ次に移りたいと思います。令和 5 年度江東区食品衛生監視指導計画について事務局よりご説明をお願いします。

○生活衛生課長　引き続き私から説明させていただきます。恐れ入りますが、資料２－１をお願いいたします。食品衛生監視指導計画につきましては、食品衛生法第 24 条により、都道府県知事や保健所を設置する区市の長に毎年度定めることが求められております。

まず１　本計画の目的は区民の健康を守るために、食品衛生法に基づいた監視指導を実施して、食生活の安全を確保することであります。

次に２　実施期間は令和５年４月１日から令和６年３月３１日まででございます。

次に３　監視指導の実施体制等でございます。江東区保健所が東京都、厚生労働省などと連携して実施いたします。

次に４　監視指導の実施内容でございます。食品衛生法、食品表示法等の遵守、製造・販売・流通などの各段階における衛生管理の徹底を図るため、（１）から（７）の７つの事業を実施します。このうち（１）食中毒対策事業、（２）違反食品・輸入食品等に係る事業、2 ページにまいりまして、（３）適正な食品表示に関する事業の３つの事業は、区民生活への影響が特に大きいため、重点的に取り組む重点監視指導事業として実施いたします。また、（４）豊洲市場に関する事業につきましては、臨時や仮設の短期的イベントの開催が継続的に予定されておりますので、集中的な監視指導を行ってまいります。また、（５）ですが、令和 3 年６月に改正食品衛生法が施行されたことに伴い、従来の営業許可業種が変更されるとともに、営業届出制度が新設されました。それに伴い、昨年度に引き続き、食品関係営業者が新制度にスムースに対応できるよう十分な周知・案内を行っていまいります。（６）の独自事業については、保育園給食や市販食品中のアレルギー物質の検査を実施するとともに、事業者へ適正表示に関する指導を行ってまいります。

２ページ目中段をご覧ください。次に５　立入検査及び食品等の検査でございます。立入り検査につきましては、大量調理施設、集団給食施設、学校、保育園、高齢者福祉施設など事故の発生の影響が大きい施設は重点的に監視するとともに、弁当や仕出しなど大量に食品を製造する施設、多くの食品を販売する大規模な食品販売施設、等を対象に立入検査を行います。また食品等の検査につきましては、区内に流通する食品の安全性を確保するため、区

内で製造及び販売される食品等を中心に、これまでの違反状況や食品の特性を考慮しながら検査を実施してまいります。

次の６　その他につきましては、緊急に安全確保が必要とされる場合の不利益処分の実施とそれに伴う違反の公表、３ページにまいりまして、食品取扱い事業者による自主的な衛生管理の推進、食品衛生に係る人材育成と事業者の資質の向上、事業者や消費者への情報提供を通じたリスクコミュニケーションの推進を図ってまいります。

最後に７　意見募集についてでございます。本案については、区民から意見を募集いたしました。（１）周知方法、（２）意見募集期限、（３）意見の提出方法と提出先につきましては、記載のとおりです。

なお公表いたしました計画の全文は、資料２－２として添付いたしましたので、のちほどご確認ください。

また、意見募集の結果につきましては参考資料１をご覧願います。これまで、１６人の方からご意見をいただきました。意見の内訳は５に示しましたが、主な内容といたしましては、食中毒対策や監視指導の強化、消費者への情報提供や意見交換の充実、食の安心・安全のための独自事業などでございます。

結果として計画を大きく変更させるご意見はございませんでしたが、本区といたしましては、いただいたご意見を踏まえ、計画の実行にむけ、事業者へ監視指導をおこない、引き続き、食の安全を守り、区民へ安心を提供してまいります。説明は、以上でございます。

○座長　ただいまのご説明について、何か皆さんご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは３番目の食中毒発生状況について事務局よりご説明をお願いします。

○食品衛生第二係長　それでは資料３をご覧ください。東京都の食中毒発生状況であり、昨年 2022 年の１月から 12 月までの件数になります。事件数といたしましては 104 件で、2021 年と比較してプラス 21 件、患者数が 519 人、2021 年と比較してマイナス 91 人となりました。

主な原因物質の内訳といたしましては、１位がアニサキスで 62 件、２位がカンピロバクターで 19 件、３位ノロウイルスで５件となっております。ただし患者数で考えると逆転いたしましてウエルシュ菌が１位となっております。

これらの主な原因食品といたしましては、アニサキスがしめサバやアジ、イワシ等の刺身や寿司が原因となっております。カンピロバクターにつきましては、加熱不十分な鶏肉料理が

多くなっておりまして、十分に加熱せずにレアな状態のものや刺身を食べてしまったことにより発生している事件が多くなっております。

ノロウイルスについては飲食店の食事や弁当が原因で、二枚貝やノロウイルスに感染した調理従事者から感染することが多くなっております。4 位ウエルシュ菌につきましては集団給食施設の食事が原因となることが多く、大容量の鍋で調理した場合に起こることが多くなっております。

2 ページ目をご覧ください。こちらは江東区で発生した昨年 2022 年の食中毒事件についてとなります。事件数といたしましては 9 件で 2021 年と同じ件数でした。患者数といたしましては、20 人となっておりまして、2021 年は 81 人でしたので、だいぶ少なくなっております。

原因の内訳といたしましてアニサキスが 6 件で、黄色ブドウ球菌、腸管出血性大腸菌、カンピロバクターがそれぞれ 1 件となっております。患者数が大幅に減っているのもその患者数の少ないアニサキスが大部分を占めていることが原因となっております。

9 件の食中毒事件を並べさせていただいておりますが、半分以上が原因不明となっております。アニサキスの場合は刺身等が主な原因になるわけですけれども、複数の店舗で刺身を食べていて、店舗が特定できないという場合や、もしくは患者さんの協力が得られなかった場合に、原因食品や施設が特定できず、不明ということになります。説明は以上となります。

○座長　ありがとうございました。ただいまの説明について何かご質問ございますか。

○磯貝推進員　2 点ほどお伺いします。アニサキスの食中毒は季節要因というのはあまりないのでしょうか。

○食品衛生第二係長　刺身で食べられるサバやアジが冷凍なしで出回るようになったというのが要因ではないかと考えられています。そのため、魚の旬というものはあると思いますが、季節はあまり関係ないと考えていただいていいかと思います。

○磯貝推進員　はい。一番安全なのはできれば冷凍して処理するっていうことですね。

○食品衛生第二係長　その通りです。24 時間以上マイナス 20 度で冷凍すればアニサキス自体死んでしまいますので、食中毒は起こらなくなります。ただ、味も落ちてしまうということがあるため、刺身が好きな方は生のまま食べたいということで、冷凍しないものが市場でも多く流通しております。

○磯貝推進員　ありがとうございます。弊社でも飲食店サイドにおいて新鮮なものを提供し

たいという思いといかにアニサキスのリスクを低減するかが課題です。

もう一つは、飲食店の弁当で黄色ブドウ球菌が出た件は、人由来でしょうか。それとも確定はできてないのでしょうか。

○食品衛生第二係長　人由来か、もしくは肉弁当だったため生の牛肉使っており、牛由来か、どちらが原因か断定までは至りませんでしたが、両者とも原因と考えられるということで、両方の対策をとってもらったところです。

○磯貝推進員　はい、ありがとうございます。

○生活衛生課長　黄色ブドウ球菌の処分のときに私も立ち会ったのですが、その弁当屋は使い捨ての手袋を使っていたが、交換頻度が低かったというのがあったので、店舗の管理とかその辺が至らなかったのかと思います。人由来かどうかは最終的に今説明した通りわからなかったのですが、調理従事者の衛生管理も含めて、不備があったというのが原因であったのだろうと推定されております。

○磯貝推進員　はい、ありがとうございます。

○座長　他にどなたかご質問ございますでしょうか。他に質問がないようでしたら、続きまして意見交換に移りたいと思います。保健所の業務や食品衛生全般について何かご意見がございましたらお願いいたします。何かございませんでしょうか。

なければ私の方から一つご意見というか保健所にお願いしたいのですが、我々食品衛生協会は、年に１回消費者懇談会をやっておりまして、２回目のときにアニサキスをテーマにしたのですが、今回の資料を見るとアニサキスの食中毒が増えています。それに対して一般の人たちは、食中毒が何十人という形の食中毒じゃないとあまり気にしてない、認知度が低いなと思いまして、懇談会のテーマにすることにしました。アニサキスの現物を保健所の職員に持ってきていただき、一般の人たちに実物を見せると大変興味をしめされました。1 人か 2 人しかアニサキス食中毒にならないということであまり大きく公表されないけれども、アニサキスは、一般消費者も我々提供する側にとっても今一番気をつけなきゃいけないことじゃないかと思いますが、その辺保健所としてはいかがでしょうか。

○生活衛生課長　消費者への情報提供を積極的にやった方がいいということでしょうか。

○座長　一般の方は意外と知らないと思うんです。他の食中毒はテレビ等でも報道するから皆さん「これ、怖いな」「注意しよう」となりますが、アニサキスの場合は、あまり報道されなかったので認知度が低いと思います。我々食品衛生協会は今後も消費者懇談会を行います

が、当面アニサキスをテーマにしていこうと思っております。我々が衛生管理を一生懸命やっているということを消費者に感じてもらいたいのです。いかがでしょうか。

○生活衛生課長　保健所では食の安全セミナーという消費者向けのセミナーを、リスクコミュニケーションの手段の一つとして実施しており、昨年は食品添加物について行いました。今いただいた意見を参考に、このような場を活用して消費者の方に情報提供し、普及啓発していくというのも一つの方法だと考えております。他には今、食品衛生協会と行っている街頭相談等を活用し、保健所と食品衛生協会でコラボレーションしていけたらと、私も考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○座長　よろしくお願いいたします。他に何か保健所にご質問、ご意見があれば、お聞きしたいと思います。よろしいですか。ご意見がないようです。それではこの辺で座長をおりまして、司会に会議の進行を戻させていただきます。どうも皆さんご協力ありがとうございます。

○食品衛生第二係長　本間推進員、どうもありがとうございました。それでは座長と副座長におかれましては席の方へお戻りいただきますようお願いします。

◎事務連絡

○食品衛生第二係長　まず事務局からの事務連絡でございます。

○事務局　事務連絡が４点ございます。まず１点目です。毎年開催している食品衛生推進員講習会についての連絡です。本講習会は年２回開催されており、例年ですと７月と１月に開催されています。開催の前の月に連絡が入ると思いますので、ぜひ受講をお願いいたします。

次に２点目です。食品衛生街頭相談についてです。食品衛生街頭相談は江東区食品衛生協会と保健所で行っている事業となります。昨年度は「江東区民まつり」で実施され、食品衛生の啓発パンフレット等を配布いたしました。今年度も区民まつりにあわせて行う予定でおりますので、推進員の方々にもご協力いただければと思います。事前に案内を送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

３点目ですが、保健所では例年２月に消費者向けの食の安全セミナーを開催しております。推進員の皆様にも案内を送付させていただきますので、周囲の方をお誘いの上、ご参加いただけると幸いです。

最後に４点目ですが、推進員の皆様には報償費が支払われます。源泉徴収票も発行されますので、ご住所が変わられた際はお知らせいただきますようお願いいたします。

事務連絡は、以上です。

○食品衛生第二係長　ただいまの内容について、ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の議題がこれで全て終了いたしました。皆様のご協力のもと、滞りなく会議が終了しましたことをお礼申し上げます。これをもちまして本日の会議を閉会とさせていただきます。長時間にわたりましてありがとうございました。